

令和6年度 特別支援学校私費負担軽減補助事業のお知らせ（国立・私立用）

品川区では、**国立・私立**特別支援学校に通われているお子様の保護者の方の経済的負担を軽減するため、学校給食費および補助教材費（学習の単位となる児童生徒全員が、一律に個人の専用として使用または制作等のために負担するものをいいます。保護者等が自ら購入した教材費等、教育課程以外で使用するものは支給対象外です。）実費相当の補助金を支給します。補助金の支給を受けるためには申請が必要です。ご希望の方は、品川区教育委員会事務局学務課にご申請ください（希望しない方は、手続不要です。）。※都立特別支援学校に在籍の方は、別途都立用のお知らせをご覧ください。

記

【対象】 ※ 所得制限はありません。

下記(1)～(3)のすべてに当てはまる保護者の方

- (1) お子様・保護者の方ともに、**品川区に住民登録**があること
- (2) お子様が、令和6年度に**国立または私立の特別支援学校に在籍**すること
- (3) 就学奨励費、生活保護など他の事業による学校給食費全額の支給認定を受けていないことおよび補助教材費が全額補助されていないこと。

⇒他制度から給食費または補助教材費を受給する方は、本事業では減額支給または支給対象外となります。

ただし、給食のない学校は、就学奨励費から給食費を受給しないため、その判定結果に関わらず品川区の支給対象となります。

【例】就学奨励費：支給段階に応じ、減額支給または対象外（別紙「支弁区分別 支給額見込み」を参照。）

生活保護の教育扶助：受給中の方は、支給対象外

【支給額】

令和6年度の学校給食費相当額および補助教材費実費

※ 学校給食のない学校に在籍の場合は、区立学校の給食費相当となります。

※ 今年度中に品川区外への転出、転校などをした場合は、品川区在住期間・特別支援学校在籍期間に応じ、金額が変更となります。

【申請受付期限】

令和7年1月31日（金） ※期限を過ぎると受け付けられません。

【申請方法】

受給希望の方は、下記(1)または(2)のどちらかの方法で申請してください。

(1) 紙の申請書を提出する場合

下記の書類を品川区教育委員会事務局学務課に郵送またはご持参ください。

提出書類

《必須》

- ① （国立・私立用）令和6年度特別支援学校私費負担軽減補助申請書兼口座振替依頼書

※ 区ホームページ（<https://tinyurl.com/3eatjw83>）に掲載しています。

裏面もご覧ください。

- ② 給食状況および補助教材費等保護者負担状況証明書（区が指定する書式のものを、ご自身より在籍校の学校長へ依頼し、発行を受けてください。）
- ③ 令和6年度の学校在籍証明書または生徒手帳等のコピー
- ④ 振込先口座の通帳等のコピー
- ⑤ 申請者本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）のコピー
《該当者のみ》
- ⑥ 今年度、他の補助金等により給食費または補助教材費を受給している方
：その補助金の支給/免除内容が確認できる書類（支給決定通知書等）のコピー
- ⑦ 住民基本台帳・生活保護の受給状況に関する情報の閲覧に同意しない方
：住民票（必須）および令和6年度の課税証明書または生活保護受給証明書（どちらか1つ）※いずれも発行から3カ月以内のものに限ります。

提出方法

- ① 郵送（令和7年1月31日（金）消印有効）
- ② 学務課窓口（品川区役所第二庁舎7階）にご持参
※ 地域センターなどでは受け付けられません。

(2) 品川区電子申請サービスを利用する場合

品川区ホームページから、電子申請サービスを利用し、申請してください。なお、申請時、上記「(1)紙の申請書を提出する場合」の「提出書類」と同様の書類の画像データを添付する必要があります。

申請の際は、品川区電子申請サービス>手続き申込>検索キーワード「特別支援学校」と検索>「(国立・私立用)特別支援学校私費負担軽減補助申請書兼口座振替依頼書」により申請してください。

申請書ダウンロードはこちら

（品川区公式ホームページ「特別支援学校私費負担軽減補助事業について(国立・私立向け)」）



電子申請はこちら

（品川区電子申請サービス「手続き申込」）



【留意事項】

- (1) 生活保護、就学奨励費などにより、今年度すでに給食費および補助教材費全額の補助を受けることが決まっている方は、支給対象外となります。
- (2) 給食状況および補助教材費等保護者負担状況証明書は、必ずご提出ください。添付がされていないと、判定ができず、支給が認められません。

問合せ先

品川区教育委員会事務局 学務課学事係

〒140-8715 品川区広町 2-1-36 品川区役所第二庁舎7階

電話番号 03-5742-6828（直通）

FAX 番号 03-5742-0180

受付時間 8：30～17：00（土日祝を除く。）

(別紙) 支弁区分別 支給額見込み

国立・私立特別支援学校在籍の方

判定区分	給食費	補助教材費等	
	小・中学部 共通	小学部	中学部
I 段階	なし	(補助教材費負担額－4,370)円	(補助教材費負担額－7,640)円
II 段階	半額相当	(補助教材費負担額－2,185)円	(補助教材費負担額－3,820)円
III 段階	全額相当	補助教材費負担額	
辞退			

※補助教材費負担額とは、補助教材費として保護者が現金（口座引落等）で在籍特別支援学校に納付した金額をいいます。